

作成日 2016/04/22
改訂日 2023/03/22

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	遮熱シリコントップ II 白
製品コード	001001
整理番号	HNT0032135-5
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	124-0006 東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途	塗料

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

健康有害性	発がん性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(血液系 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(中枢神経系)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語
危険有害性情報

危険
H371 血液系、中枢神経系の障害のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き
安全対策

ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)
使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
環境への放出を避けること。(P273)

応急措置 ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)
 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)
保管 漏出物を回収すること。(P391)
廃棄 施錠して保管すること。(P405)
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報
 化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
酸化チタン(IV)	10~20%	—	有り	既存	13463-67-7
アンモニア	0.05~0.3%	—	有り	既存	1336-21-6

4. 応急措置
 吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

水と石鹼で洗うこと。
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。
 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
 医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置
 適切な消火剤

この製品自体は、燃焼しない。
 泡、噴霧水、乾燥砂、粉末、炭酸ガス
 情報なし。

使ってはならない消火剤

情報なし。

火災時の特有の危険有害性

特有の消火方法
 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置
 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外は近づけない。
 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。

環境に対する注意事項		河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材		危険でなければ漏れを止める。
二次災害の防止策		不活性材料(例えば、乾燥砂又は土等)で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	安全取扱注意事項	接触、吸入又は飲み込まないこと。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	接触回避 安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 保管時の温度は5℃以下、あるいは40℃以上にならないようにすること。
8. ばく露防止及び保護措置		
設備対策		特別な換気要求事項はない。 本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。
保護具	呼吸用保護具 手の保護具 眼、顔面の保護具 皮膚及び身体の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。 必要に応じて個人用保護手袋を使用すること。 必要に応じて個人用の眼の保護具を使用すること。 必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。
9. 物理的及び化学的性質		
物理状態		液体
形状		液体
色		有彩色
臭い		僅かなアクリル臭
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲		100
可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界		データなし
引火点		引火せず
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		8.5
動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		1.21

相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし
10. 安定性及び反応性	
反応性	情報なし
化学的安定性	通常の温度、圧力の条件では安定である。
危険有害反応可能性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件	加温、凍結
混触危険物質	危険有害反応可能性参照
危険有害な分解生成物	情報なし
11. 有害性情報	
急性毒性	データなし
皮膚腐食性／刺激性	データなし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	データなし
呼吸器感作性	データなし
皮膚感作性	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	酸化チタン(IV)が16% \geq 1%のため、区分2に該当。
生殖毒性	データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	プロピレングリコールが1% \geq 1%のため、区分2(血液系)に該当。 プロピレングリコールが1% \geq 1%のため、区分2(中枢神経系)に該当。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	二酸化チタン 酸化チタン(IV)が16% \geq 10%のため、区分1(呼吸器)に該当。 プロピレングリコールが1% \geq 1%のため、区分2(呼吸器)に該当。 プロピレングリコールが1% \geq 1%のため、区分2(中枢神経系)に該当。
誤えん有害性	データなし
12. 環境影響情報	
水生環境有害性 短期(急性)	水生生物に毒性
水生環境有害性 長期(慢性)	長期的影響により水生生物に毒性
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	モントリオール議定書の附属書に列記された物質を含まない。
その他のデータ	データなし
13. 廃棄上の注意	
	廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。 容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へ、そのまま流さないこと。 排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

汚染容器及び包装

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報
Marine Pollutant
Liquid Substance
Transported in Bulk
According to
MARPOL 73/78,
Annex II, the IBC
Code

該当しない
Applicable
Not applicable

国内規制

航空規制情報

該当しない
取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。

陸上輸送 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところに従う。

海上輸送 船舶安全法に定めるところに従う。

航空輸送 航空法に定めるところに従う。

陸上規制
海上規制情報
海洋汚染物質
MARPOL 73/78 附
属書II 及びIBC コー
ドによるばら積み輸
送される液体物質
航空規制情報

該当しない
該当しない
該当
非該当

緊急時応急措置指針番号

該当しない
なし

15. 適用法令

労働安全衛生法

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

・アンモニア(法令指定番号:39) (0.1%)

・酸化チタン(IV)(法令指定番号:191) (16.38%)

腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

非該当

非該当

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理
促進法(PRTR法)

優先評価化学物質(法第2条第5項)

化審法

水質汚濁防止法	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法 大気汚染防止法	非危険物 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(平成14年度VOC排出に関する調査報告)
海洋汚染防止法	個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示) 有害でない物質(施行令別表第1の2) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法 特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法) 水道法	輸出貿易管理令別表第1の16の項 特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

	本書の内容は、法規改正、新しい知見や情報入手、試験等により訂正されることがあります。全ての化学製品には、未知の危険性や有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。 本書には通常の危険性や有害性について記載してありますが、記載内容以外の危険性や有害性が存在しないことは保証出来ません。 記載事項は通常の実施を前提としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全策をご実施の上、取扱い願います。
連絡先 参考文献	東日本塗料株式会社 溶剤便覧 製品評価技術基盤機構(NITE) メーカーSDS 日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」 日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品の分類方法」 日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方式)塗料マニュアル 改訂版」 日本ケミカルデータベース製物質データベース
その他	[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。

この製品の製品安全データシートの記載内容のうち含有量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成しておりますが、すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注意が必要です。

注意事項は通常の手取扱いを対象としたものである為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。

又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわないか等については、貴社の責任にてご判断願います。